

## 長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



長野地区社保協が陳情

### 上水内郡3町村議会「ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止を求める意見書」採択 国に提出

飯綱町、信濃町、小川村の12月議会で、長野地区社保協が提出した「ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの中止をを求める意見書採択についての陳情」が採択され、上水内郡の3町村議会から、国に意見書が提出されました。(※裏面：飯綱町議会の意見書)

飯綱町議会では、事務局長の小野と、事務局次長の藤本が趣旨説明を行いました。「ケアプランの有料化」は、介護サービスの入り口から利用者を遠ざけるということ、また「要介護1、2の生活援助」は、単なる家事援助ではなく、ヘルパーの専門性を発揮する介護サービスであり、認知症の初期症状を見逃さず必要なケアを行うものであるということ等を述べました。

長野市議会にも、同様の趣旨で請願をしました。福祉環境委員会で4人(改革ネット、共産、無所属)が賛成したものの、賛成少数で不採択となりました。

社会保障審議会介護保険部会とりまとめ案

### 介護保険負担増狙う 低所得の施設入居者 月2万2千円増

見直しが検討されていた給付抑制と負担増案	
当初提案	とりまとめ案
施設入居者の居住費・食費の自己負担引き上げ	年金収入 120 万円以上の人で2万2千円の負担増
高額介護サービス費の自己負担限度額の引き上げ	収入要件を3段階に見直し世帯上限の引き上げ
現在自己負担なしの施設入居者の室料有料化	引き続き検討
ケアプラン作成費用などの自己負担化	引き続き検討
要介護1、2の生活援助サービスを総合事業へ移行	引き続き検討
利用料が2～3割の“現役並み所得者”の対象拡大	引き続き検討

厚労省は12月16日、社会保障審議会介護保険部会に、介護保険制度見直しのとりまとめ案を示しました。特養など、介護保険施設を利用する低所得者に、食費や居住費を補助する「補足給付」制度や、高額介護サービス費の所得区分の見直しを明記しました。

一方、ケアプラン有料化や、要介護1、2の生活援助を総合事業へ移行などの案は、「先送り」されました。

## ケアプラン有料化などの介護保険制度見直しの 中止を求める意見書

現在、政府内で、2020年の通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。

その中には、ケアマネジャーが作成するケアプランを有料にすることや、要介護1、2の生活援助サービスを市町村が実施する総合事業に移すなど、さらなる給付の削減・負担増を図る内容が盛り込まれています。ケアプランが有料になれば、介護保険サービスを減らしたり、介護保険そのものを利用できなくなることになりかねません。生活援助の削減は、在宅での生活に困難をもたらし、家族の介護負担を増やすことに直結します。政府が掲げる「介護離職ゼロ」政策にも反するものです。

サービスを削減して負担を増やす見直しでは、高齢者の生活を守り、支えることはできません。これから高齢化が一層進展していく中、お金の心配をすることなく、必要な介護サービスを必要な時に利用できる制度への転換はすべての高齢者・国民の願いです。

つきましては、以下の項目について求めます。

- 1 ケアプランの有料化や要介護1、2の生活援助の削減などの負担増やサービスの抑制につながる制度の見直しを行わないこと。
- 2 介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げ、その財源は国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月18日

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣／衆議院議長／参議院議長 あて

長野県 飯綱町議会議長 大川 憲 明